

## パシュカーニス法理論批判

柳, 春生  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1360>

---

出版情報 : 法政研究. 25 (2/4), pp.419-437, 1959-03-05. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# パシユカーニス法理論批判

柳 春 生

は し が き

ソヴェト法学界はソ同盟共産党第二〇回大会以来「批判と自己批判」をつうじて法にかんするマルクス主義的考察の理論水準の向上を示す諸労作を発表してきたが、その諸成果を「ソヴェト法学の四〇年の発展」（「ソヴェト国家と法」誌、一九五七年十一号、イ・ヴェ・パヴロフ執筆）に結晶せしめた。そして、いま開催中の第二一回党大会をつうじて、今後のいっそうの理論的前進が期待される。

私は、ヴィシンスキー法理論の研究をつうじて法のマルクス主義的把握を学んできたが、そしていま、法にかんするマルクスの理論を「資本論」における論理の研究をつうじて把握せんと試みているが、この小論文は、かかる研究をつうじてパシユカーニス「法の一般理論とマルクス主義」における肯定的側面と誤れる・否定的側面とをきびしく分析し、彼の業績を正しく評価せんとする試みの一端である。

(一)

論 説

科学はその対象にかんする内的・必然的・普遍的な連関、すなわち法則を研究し、それによって、社会を變革する階級に実践的指針をあたえることをみづからの任務とする。<sup>(二)</sup> 科学的思惟は、対象のもつ個々の側面の規定をつうじて

その内的連関を追跡し、これらの連関の総体を概念・範疇・命題の形式をもって総合的に、全面的に再現・把握するときに、対象にかんする真の認識を獲得するのである。

すべての科学的認識は、まづ、なにから始むべきか、という始原・端著の問題に当面するのを常とする。ヘーゲルは、「論理の科学」のなかで、「学は何をその始原となすべきか」と問題を提起し、論理学は、単純・直接的、無媒介的な存在、すなわち純粹有を出発点とすべきであると解答した。「始りは何物をも前提せず、何物にも媒介されず、かつ如何なる根拠をもたないものでなければならぬ。……したがって、始まりはある、直接的存在、否直接、そのものでなければならぬ。それは他者に関係してある規定をもつことも、また自己のうちにある規定・ある内容を包含することも許されぬ。何故なら、規定は、異なる存在間の区別であり、関係であり、したがって一つの媒介に他ならぬものである。」<sup>(三)</sup>

マルクスは、ヘーゲルの弁証法が提起した否定の媒介による発展の論理を資本主義社会の経済構造の全面的な分析に適用した。だが、マルクスの弁証法は、ヘーゲルの観念論的なそれとは本質的にことなる唯物論的な弁証法となった。彼は「資本論第二版への後書き」のなかでつぎのように述べている。

「私の弁証法的方法は、ヘーゲルのそれとは根本的に区別されるばかりでなく、その正反対のものである。ヘーゲルにとっては、彼が理念と名称を附して一の自主的主体に転化さえした思惟過程が、その外的現象たるにすぎぬ現実的なものの創造者である。私にあっては反対に、観念的なものは、人間の頭の中で転化され翻訳された物質的なものに他ならない。……弁証法は、ヘーゲルにあっては逆立ちしている。ひとは、合理的核心を神秘的(四)外被のうちに発見するためには、ヘーゲルの弁証法をひっくりかえさなければならぬ。」

マルクスは、自己の弁証法を具体的に、実践的に表現する。

「その合理的な姿態では、弁証法は、ブルジョア階級およびその理論的代弁者たちにとり、一の痛憤事であり、一つの恐怖物である。というわけは、かかる弁証法は、現存するものの肯定的理解のうちに、同時にまた、その否定の・その必然的な崩壊の・理解をも含み、どの生成せる形態をも運動の流れにおいて、したがってまたその無常的な側面から理解し、何ものによっても畏伏せしめられず、その本質上、批判的かつ革命的であるからである。」<sup>(五)</sup>

マルクスは、この唯物的弁証法の方法を資本制生産様式の分析に適用することによって、資本制経済構造をつらぬく客観法則を発見した。「資本論第一版への序言」に曰く、「近代社会の経済的運動法則を暴露することが、本著の最後の窮極目的である……」<sup>(六)</sup>と。しかしこの法則は、資本制生産様式がもつ矛盾の法則である。それゆえに、「資本制生産様式の運動諸法則は、同時に、その滅亡の諸法則でもある。しかしこれらの法則は、自動的に、すなわち生きた人々の傍らで、また彼等の手の届かぬところで、行われるのではない。それらはプロレタリアートの手で、階級闘争によって、『たえず膨脹しつつある、そして資本制生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される、労働者階級の叛逆』によって、遂行される。」<sup>(七)</sup>

マルクスは、「資本論」において、生産手段の私的所有と社会的分業に立脚する資本主義の止揚と人による人の搾取を完全に廃棄する共産主義の必然性とを真に科学的に立証した。

彼は、資本制生産様式の分析を開始するに際して、抽象的なものから出発したヘーゲルと反対に、もっとも具体的な範疇たる商品の分析をもって端著とした。それはなにゆえか。マルクスは「資本論」第五章にてつぎのように述べている。

「資本制生産様式はその諸生産物を商品として生産する。商品を生産することは、資本制生産様式を他の生産様式から区別づけるものでない。とはいえ、商品であるということこそは、資本制生産様式の生産物の支配的で規定的な

性格である。このことはさしあたり、労働者そのものはただ商品販売者として、したがって自由な賃労働者として登場し、かくして労働は総じて賃労働として登場する、ということを含む。<sup>(八)</sup>

資本制生産様式のもとでは、労働の生産物ばかりでなく、労働力そのものさえも商品となる、だから商品形態は、資本制生産様式のもとで最高の発展をとげるのである。そこでは、人間でさえ、諸生産関係を構成する経済的諸範疇の代表者たるにすぎない。「ここで諸人格が問題となるのは、ただ彼等が経済的諸範疇の人格化であり、一定の階級諸関係および利害関係の担い手である限りにおいてである。」<sup>(九)</sup>

マルクスは、かかる理由からして、「資本論」の冒頭において、「資本制生産様式が支配的に行われる諸社会の富は一の『老大な商品集聚』として現象し、個々の商品はかかる富の原基形態として現象する。だから、我々の研究は商品の分析をもって始まる。」<sup>(10)</sup>と書いた。

始原、端著の問題にかんする過去の偉大な思想家の思惟の跡を追求したが、しからば、このような思惟方法は社会の上部構造の一つである法の領域の研究にいかにも適用すべきであろうか。だが、この場合にもまた、先行する研究家の思考を跡づけることから始めねばならない。

- (一) M. Rozentel, *Voprosy Dialektiki v Kapitale* v Marks. 1955. c. 26—27. 邦訳「二七頁。マルクスは、「資本論」のなかで、法則を『二つの事柄のあいだの内的で必然的な連関』と規定している。(Kapital. III. S. 253.)
- (二) 柳「社会科学の任務」(九大新聞、一九五四・四・二五)、海道進「社会主義企業経済学研究」、五三頁参照。
- (三) Hegel, *Wissenschaft der Logik. Teil 1*. S. 84. 鈴木訳、八一頁。
- (四) Marx, *Kapital*. S. 17—18.
- (五) *ibid.* S. 15.

- (六) *ibid.* S. 7-8.
- (七) *ibid.* S. 9. (「M・E・L研究所序文」)
- (八) *ibid.* III. S. 936.
- (九) *ibid.* S. 8. (第一版への序文)
- (一〇) *ibid.* S. 39.

(11)

エ・ベ・パシユカーニスは、その著「法の一般理論とマルクス主義」において、マルクスの方法を適用して法理論を構成せんと試みた。彼はマルクスの方法の特質をつぎのように評価し、これを法の考察に適用する。

「周知のように、マルクスは彼の研究を経済一般にかんする考察から始めないで、商品及び価値の分析から始めた。……」

類推的な考察は、全く法の一般理論に適用することができ<sup>(11)</sup>。「社会において生産する人——そこに、経済学の理論が発生する前提がある。法の一般理論が基本的な規定と関係するかぎりは、これと同一の前提から出発しなければなら<sup>(12)</sup>ない。」

彼のかかる視点は、マルクス主義の立場において全く正しい。勿論、彼の方法全体のうちには批判すべき多くのものをもっているにせよ、そのことによって彼のこの書の意義が没価値的とまで批判・非難される理由は存しない。法の基礎理論を正しいマルクス主義的方法をもって構成・建設することは、ソヴェト権力確立後におけるソヴェト社会主義法学の当面する要請であったし、そのかぎりにおいて、「法の一般理論」は、ブルジョア法にかんする視点の

確立にとどまらず、窮極において、社会主義法理論の確立を展<sup>レ</sup>望<sup>・</sup>志<sup>向</sup>するものでなければならなかった。勿論、パンユカーニスは、社会主義のもとにおける法の発展の否定という結論に到達し、それゆえにヴィシンスキーによって批判され、かつみづからも自己批判したように、ここに彼の方法上の形式主義的欠陥にもとづく致命的な誤りを暴露したとはいえ、しかし、彼の主観的な意図においては、当時の法学界の切実な要求に答えんとするものであった。彼はこの書の「ドイツ版への序文」のなかでつぎのようにかいている。

「共産主義アカデミの法学Ⅱ及び国家学部は市民的法学の形而上学的形式Ⅱ論理的或は高々歴史的Ⅱ漸進主義的方法に対して法学における革命的な弁証法的なかつ唯物論的な方法を完成するこの課題を担当している。」<sup>(三)</sup>

パンユカーニスは、正しくも史的唯物論にしたがって、法を社会の発展の産物とみた。「法的関係は、……社会の発展の産物として出現する。」<sup>(四)</sup>

そこで、彼は法を考察する視点について、マルクスが、「<sup>アインライトゥング</sup>経済学批判への序説」のなかで経済学の方法について述べているつぎの命題を論拠とする。

「一般にすべての歴史的、社会的科学の場合とおなじように、経済学的諸範疇のあゆみの場合にも、つぎのことがつねに銘記されなければならない。すなわち、現実におけるとおなじく、頭脳においても、主体が、ここでは近代ブルジョア社会が、あたえられているということ、だから諸範疇は、この一定の社会の・この主体の・定在諸形態を、実存諸規定を、しばしばただその個別的諸側面だけを表現するということ、だから経済学もまた、科学的には、近代ブルジョア社会が、<sup>(五)</sup>こう、い、う、社、会、と、し、て、問、題、と、な、る、と、こ、ろ、で、は、じ、め、て、は、じ、ま、る、も、の、で、は、決、し、て、な、い、と、い、う、こ、と、で、あ、る。」

彼はマルクスのこの命題から法の実存形態についてつぎの結論を抜き出す。

「ここでマルクスが経済的範疇について述べることは、全く法範疇に適用せられる。法範疇は、その外見的一般性において、一定の歴史的主体の——ブルジョア的・商品生産社会の实在の個々の側面を現実のうちに表現する。」<sup>(六)</sup>

通常市民社会 (Bürgerliche Gesellschaft) と称するところの資本制生産様式の支配する社会が、一定の発展せる生産力によって規定された生産諸関係の総和とこれを土台としかつこの土台によって制約されかつその上部構造を形成する広義の意識形態の総体であること、そしてこの上部構造の一形態として法形態がみとめられること、かつ土台に対して上部構造は照応関係にたつことは、マルクス「経済学批判序言」<sup>フオアウオルト</sup>の教えるところである。ただ、下部構造と上部構造とがそれぞれの相対的な発展においては必ずしも相均衡しえないことを、マルクスは法関係についてつぎのように述べている。

「ここで説明されねばならない真に困難な点は、どのようにして生産諸関係は法関係として不均等な発展をとげるか、ということである。すなわち、たとえば、ローマ私法(刑法と公法とはこういう場合がすくない)の近代的生産にたいする関係。」<sup>(七)</sup>

パシュカーニスは、マルクスにしたがって法の領域を社会の上部構造に帰属せしめ、かつ下部構造としての経済関係との関連についてつぎの見解をのべる。

「法的概念の論理は商品生産社会の社会関係の論理と対応する、ということとはまったく明かである。そして、とくにこの社会のうちにおいて、すなわちこの関係のうちにおいて、私法の体系の根底を探究すべきであって、官憲の決定のうちには探究すべきではない。……………」

このようにして、我々が法的上部構造の第一の層を有するところでは、いたるところ、我々は、法的関係が人間の現存する物質的生産関係によって直接産み出されることを発見する。<sup>(八)</sup>

周知のように、ストウーチカは、法をもって社会関係の体制 (a System of social relationships) とみた。<sup>(九)</sup> 彼は、社会関係という概念をマルクスのいう生産関係の総体という意味に理解している。なぜなら、彼は、マルクスが「賃労働と資本」において、「この生産関係はその総体において、社会あるいは社会関係と称するものを形成する。」と述べている点をよりどころとしているからである。<sup>(一〇)</sup> その結果、ストウーチカは、マルクスが「経済学批判」序言において、生産関係の総体としての経済構造を社会の基礎的な構造関係として限定的に把握しているのを看過し、そのために、マルクスが法を「法的上部構造」という表現をもって意識形体としてとらえていることに注意を向けつつも、この点に積極的意義を附与しえない・誤った帰結に導かれたのである。<sup>(一一)</sup> だから、ストウーチカにおいては、法が経済から区別されないで、経済の領域に解消する。ここからして、彼の理論にたいして、「法的関係と経済関係との同一視・混同」という批判が必然的に提起されざるをえない。それゆえに、ストウーチカの理論のもつかかる機械論的欠陥をよく批判・克服し、経済と法との関連性を明らかにすることによって両者のそれぞれの領域を規定した功績は、加古祐二郎氏のいわれるように、たしかにパシュカーニスに帰せられるべきである。<sup>(一二)</sup>

- (一) E. Paschkanis, *Obschaja teorija i marksizm*. 1929. C. 20. 山之内一郎訳、一八頁。
- (二) *ibid.* C. 52. 同訳、九五頁。
- (三) 同訳、一七頁。Paschkanis, *Allgemeine Rechtslehre und Marxismus*. S. 7.
- (四) *ibid.* C. 31. 同訳、四八頁。
- (五) Marx, *Einleitung zur Kritik der Politischen Ökonomie*. (Zur Kritik d. Politischen Ökonomie. Anfang. S. 242.)
- (六) *ibid.* C. 32. 同訳、四九頁。

- (七) Marx, Zur Kritik d. politischen Ökonomie. Anfang. S. 247.
- (八) Pashukanis, *ibid.* C. 55. 山之内訳' 101頁。
- (九) P. I. Stuchka, A general doctrine of law. (J. N. Hazard, Soviet Legal Philosophy. p. 28.)
- (一〇) *ibid.* p. 30—31.
- (一一) *ibid.* p. 27.
- (一二) 加古祐二郎「理論法学の諸問題」、一六三頁。
- (一三) 同書、一六〇頁。なお、山之内一郎「社会主義国家の法」、四〇五—四〇六頁参照。(「パシユカーニスの自己批判とストゥーチカとの論争」)

(三)

このように、法の存在領域を社会の上部構造としての観念形態のうちに設定することによって、はじめて、経済と法との関連性、前者の後者にたいする制約関係が把握されるのである。それでは、この制約関係は具体的にどのようなありかたを示しているであろうか。マルクスは、この点を、「資本論」第二章において商品の交換過程の分析をうじて示した。

「諸商品は自身で市場に出かけることができず、また自身で自分たちを交換することができない。だから我々は、それらの保護者たちを、商品所有者たちを、さがし求めねばならぬ。……これらの物を諸商品として相互に関連させるためには、商品保護者たちは、自分の意志をこれらの物にやどす諸人格として、相互に振舞わなければならぬ。かくして、一方の人格は他方の人格の同意をもってのみ、つまりいづれも、両者に共通な一の意志行為に媒介されて

のみ、自分の商品を譲渡することによって他人の商品を取得するのである。だから彼等は、相互に私有権者として認めあわねばならぬ。この法的関係は、——その形式は、法律的に発達していなくても契約であるが、——そのうちに経済的關係が反映している一の意志關係である。この法的關係または意志關係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。諸人格は、ここではただ、商品の代表者として、したがってまた商品所有者として、相互的にのみ実存する。<sup>(二)</sup>」

マルクスは、ここで、商品生産とその最高の形態たる資本制生産様式を支配する基本的経済法則たる私的所有の法則と価値法則により、交換に入りこむ人間の意志關係も支配されることを具体的に示すことによつて、生産關係の主体と法關係の主体——いづれも人——の内容的関連性を実証したのである。だが法学の問題としては、しからばいかなる経済的關係あるいは要因から法關係は発生するのであるか、という問題がここから近代法にかんして提起されなければならぬ。そして、これにたいしてパシュカーニスはいかに答えているであろうか、この点を検討しよう。

「それゆえに、労働の生産物が商品の性質を獲得し、価値の担当者となると同時に、人は法的主体の性質を獲得し、権利の担当者となる。<sup>(三)</sup>」  
 「物は、商品として、人に従属しない社会關係を自己のうちに物質化するがゆえに、経済的には物が人を支配するとすれば、法的には人が物を支配する。なぜなら、人みづからは、物の占有者・所有者として、ただ抽象的な、非個人的な権利主体の肉附けたもの、すなわち社会關係の純粹な産物となるにすぎないからである。<sup>(三)</sup>」  
 「その一般的な規定のうちに把握された法、すなわち形態としての法も、たんに博学な法学者の頭脳および理論のうちのみは存在しない。それは、思想の体系としてではなく、關係の特別な体系として展開するところの現実の歴史をもつ。そして、人は、この体系を意識的に選択するがゆえにこの体系のうちに入るのではなく、生産の条件が人をこのうちに入るように強いるが故に入るのである。人は、自然的な生産物が価値の不可思議な性質をもつ

商品に転化するのと同じ必然性によって、法主体に転化する。<sup>(四)</sup>」

以上のパシュカーニスの見解は、経済と法との論理的な制約・照応関係の一般、規定としてみるかぎりでは、一応肯定される。だが、彼は、かかる規定のうえにおいて、前記引用のマルクスにおける商品交換過程の分析をつうじて、法関係を成立せしめる経済的要因を商品の交換に求めた。

「それゆえに、法的主体——これは、天上に昇らせられた抽象的な商品所有者である。法的意味で理解すれば、法的主体の意味は、その現実の基礎を、獲得する一方に譲渡し、また譲渡する一方に獲得する、という希望のうちに存する。この希望が実現されるためには、商品所有者の希望が他の商品所有者の希望と合致することが必要であった。法的には、この関係は、独立な意志の間の契約あるいは合意として表現される。それゆえに、契約は法における中心概念の一つである。誇張していえば、契約は法の理念の構成部分となる。法的概念の論理的体系においては、契約はただ法的行為一般の諸形態のうちの一つ、すなわち、その助けによって主体が彼の周囲に拡がっている法的範囲に反作用する、具体的な意思表示の手段の一つにすぎない。反対に、歴史的かつ現実的には、法的行為の概念は契約から発生する。契約の外では法的意味における主体および意志の概念自体は生命なき抽象としてのみ存在する。契約においてこの概念は真正なる運動を取得し、同時に交換の行為のうちにおいてももっとも簡単な、もっとも純粋な形態におけるその物質的な、基礎的な法的形態を獲得する。したがって、交換の行為は、経済にとっても法にとっても最も本質的な要因を焦点としての自分のうちに集中する。マルクスの言葉によれば、交換において、『意志関係あるいは法的関係は経済的關係そのものによって与えられる。』契約の理念は、一度び発生するや、普遍的な意義を獲得することに努める。商品所有者達が互に所有者として『承認する』より以前に彼等は勿論商品所有者であるが、他の、組織的な、法以外の意味においてそうなのである。<sup>(五)</sup>」

パシユカーニスは、法關係發生の基礎を交換關係に求めつつ、さらに法關係成立の直接的な媒介的要因を商品主体間の共通の意志行為（合意）の特定の形態たる契約に求めた。そして、交換契約をつうじてのみ、商品主体間の所有關係の相互承認、すなわち所有權が發生すると解釈する。加古祐二郎氏はその論文「社会定型としての法的主体に就て」のなかで、パシユカーニスの見解を説明して、交換關係を法關係の原基形態とみられる。（同書、一〇四頁参照）

「かくして労働生産物が交換によって商品となることにおいて、労働生産物がそれを生産する主体の意志から独立して価値を獲得するとき、逆にかかる交換における価値実現は商品所有者の上述する意味での意志行為として現われ、その後者の場合における人格が物化に基く抽象者たる性格を担うことの必然性によって始めてかの抽象的法的主体に転化する。」

即ち、交換という経済的契機をつうじて商品が価値を実現するとき、価値物としての商品主体たる人は抽象的人格に、彼の意志は自由な具体的な意志から抽象的意志に転化し、そして、この必然性をつうじて商品主体（生産關係の主体）は法主体（権利主体）に転化する、という理論である。一見すぐれた論理の展開ともみられるが、やはりこの論理も形式的という批判をまぬかれえない。なぜなら、パシユカーニスにせよ、この場合の加古氏にせよ、商品の成立をたんに交換過程にのみ求め、商品の価値実現過程たる交換過程を価値形成過程たる生産過程から切り離して抽象的に分析し、そしてそこから法關係發生を説明せんとしているからである。ここに、これらの理論の形式主義的な側面がひそんでいるのである。例えば、パシユカーニスは、またこう述べている。「物が交換価値として作用するとき、物は非個人的な物、すなわち純粋な権利の客体となり、また物を処分する主体——それは、純粋な法的主体となる。」「価値も所有權も同一の現象、すなわち商品となった生産物の流通によって産み出される。法的意味における所有權は、人々が互にこの法的性質を附与せられていることを彼等の頭腦の中に生ぜしめたが故にではなく、彼等

がたんに所有者の仮面をつけて商品と交換することができたがゆえに、發現する。『物の上の無制限な権力』は、ただ商品の無制限な流通の反映に過ぎない。<sup>(八)</sup>

労働生産物が交換の媒介によって商品となることはいうまでもない。「商品となるためには、生産物は、それが使用価値として役だてられる他人の手に、交換を通して移譲されねばならぬ。<sup>(九)</sup>」交換は、諸使用価値たる諸商品を「価値として相互に連関させ、それらを諸価値として実現させる。<sup>(一〇)</sup>」

このように、交換は生産物を商品に転化せしめる媒介的契機として意義をもつ。けれども、生産物を商品たらしめる基本的な経済的条件は、流、通、過、程でなく、生、産、過、程に、換言すれば、社、会、的、分、業に求められねばならない。「社会的分業は商品生産の実存条件である<sup>(一一)</sup>」「資本制生産のもとで社会的分業を形成するのは、生産者たちによって相互に独立して営まれる、質的に異なる、有用労働である。そして、ただ、自主的な、そして相互に独立的な、私的労働の諸生産物のみが、相互に商品として対応するのである。<sup>(一二)</sup>」「諸使用対象が商品となるのは、総じて、それが相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物であるからに他ならない。<sup>(一三)</sup>」すなわち、質的に相互に異なる具体的な有用労働の産物としての使用価値のみが、商品として対応する、換言すれば、交換の客体となるのである。他方において、私的労働として現象する個別的なる労働は、質をことにする具体的な有用労働という属性のみならず、無区別の・同等の・抽象的な人間的労働という属性をもち、そしてこの属性において商品の価値をつくるのである。そして、生産過程において形成される生産物の使用価値と価値とは、交換において実証され、生産物は商品として実現するのである。こうみると、法主体性成立の経済的要因は、流、通、の、う、ち、で、な、く、生、産、の、う、ち、に、換言すれば労働過程に求められねばならないことが理解される。すでに川島武宜氏も、「所有権法の理論」のなかで、パシュカーニスを批判してつぎのように述べられている。

「パシユカーニス『法の一般理論とマルキシズム』第四章は、近代法の特殊な法的性質およびその基礎たる法的人格の基礎を、『市場における商品の処分』すなわち商品の流通に求めている。右の理論は二つの点で正しくない。第一に、右の理論は、法的人格の基礎を商品流通に求めているが、流通におかれた商品の所有権の私的性質は、流通すなわち『市場における処分』から生ずるものではない。それは、資本制的な商品生産・再生産の社会構造そのものによって直接的に、——すなわち商品生産・再生産の物的側面そのものとして——存在しているのであり、商品流通はその結果、その現象にすぎない。」<sup>(一四)</sup>「所有権を独立のものとしてつくりだす根本的モメントは、生産における人、家族等の分裂と対立、すなわちひろい意味での分業である。分業と所有権とは同一のことを表現している。」<sup>(一五)</sup>

川島氏が近代的所有権の私的性質を資本制生産様式のもつ流通の性格でなく、生産の性格に、換言すれば、社会的分業に帰因せしめたのは、たしかにすぐれた、正しい観点といえる。だが、氏においては、つぎのように法関係としての所有権と生産関係としての所有とが混同され、同一視されている。「所有権は、生産関係の基礎的な構造の一つの側面であり、言いかえれば、生産関係そのものの中にまた生産関係そのものとして直接的に存在するところの・端的直接的存在型態における法の、基礎的部分である。」<sup>(一六)</sup>「生産関係の基礎・端初たる関係たるものは、人間労働生産物にたいする人の基本的関係、あるいはこれにかんする人々相互間の必然的關係を表現するところの所有関係である。社会の必然的な・物質的關係たる所有と、形成されるにあたって人間の意識と意志を通過するところの、だが物質的關係に制約されているにせよそれ自体物質的關係自身とはことなる、イデオロギー的關係に属する権利關係を表現する・所有権とは、厳密に区別されねばならない。こうみると、川島氏の右の見解は、この区別の否定に導くのではなからうか。つぎに氏は、私的所有権を成立せしめる経済的モメントを流通ではなく、生産に、すなわち社会的分

業に求めつつも、他方において、近代的所有権の私的性質の論理を構成するにあたっては、商品交換における交換という社会的過程の媒介・対立において所有の私的性質を規定されている。<sup>(一七)</sup>一見功績をきわめた理論構成とみえるにせよ、氏みづからの理論の統一としてはあきらかに矛盾であろう。パシュカーニス批判における氏の立場をつらぬくならば、社会的分業のうちに包摂されている、生産過程における個別的労働が、みづからのうちに使用価値をつくるころの私的な具体的な有用労働と価値をつくるころの社会的な人間的抽象労働とを対立の統一としてもっていること、しかもここにこそ所有の私的性質の基礎が定在していることをこそ指摘・強調すべきであろう。

それゆえに、法関係としての所有権と生産関係としての所有を厳しく区別する前提のもとに、所有の特定の歴史的形態としての私的所有を私的なものと規定する要因は、社会的分業を形成する・使用価値を生産するころの有用労働の相互的独立性という私的性質に求めねばならないのである。そして、所有の私的性質が、階級と国家の媒介をつうじて、所有権の私的性質を規定するのである。この点をなお詳説しよう。

まづ、所有と生産との関係であるが、一般的には、人間による自然の取得（所有）は、生産的労働の目的である。ただ、それが労働の媒介なくしておこなわれる場合には、「労働の前提として、それに先行する。<sup>(一八)</sup>」だから、労働は生産の端初として、「人間と自然との間の過一程、すなわち、それにおいて人間が自然との質料変換を彼自身の行為によって媒介し、規制し、統制する一過程である。人間は自然質料そのものに一の自然力として対応する。彼は自然質料を彼自身の生活のために使用されうる形態で取得するために、彼の身体に属する自然力たる腕や脚や頭や手を運動させる。<sup>(一九)</sup>」したがって、生産物の取得をはなれた生産・労働はありえない。生産と所有（取得）とは、本質的には同一である。だから、マルクスはこうかいている。「生産とはすべて、ある一定の社会形態の内部で、またその媒介によって、個人のがわからする自然の取得である。この意味では、所有（取得）が生産の一条件である、というのは

同義反復である。<sup>(二〇)</sup>」

それゆえに、権利の発生の経済的基礎は生産関係のうちに求めねばならない。「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係を、すなわち彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に照応する生産諸関係を受容する。<sup>(二一)</sup>」人は、社会的分業とともに発生する私的所有という生産関係を、彼の意志から独立し、彼を拘束する関係として、必然的に承認しなければならぬ。ここに、私的所有権発生の基礎が存するのである。私的所有権発生の根拠を、商品交換過程における生産者たちの共通の意志行為（相互承認）に求めることは、マルクスの理論の解釈として一見正しいかにみえるが、マルクスはそこでは、価値実現を可能にするところの商品交換の主体的・媒介的・要因として人の意志行為を措定し、この意志行為の一つの内容として交換者間の私的所有権における相互承認をみるにすぎない。マルクスは、ここでは、基本的には、交換過程が生産過程と同一の法則にしたがうことを、そしてこの法則に意志過程が制約されることを、示しているのである。彼は、「分業がなければなんの交換もない、私的交換は私的生産を前提とする。<sup>(二二)</sup>」と、交換と生産との関係を規定している。まさしく、生産関係は、交換、分配の一定の関係を規定するのである。だから、パシュカーニスにおけるように、交換における生産者たちの相互承認という同一の意志行為を根拠として私的所有権の発生を説明することは、形式主義的理論であり、論理的には飛躍である。商品所有者は、かかる意志行為以前においても必然的に所有権者なのであるが、交換においても、生産関係と同一の法則により、既成の所有関係を必然的に承認しなければならぬ。この過程は偶然ではなく、人間の意志を拘束する法則性である。

さらに、パシュカーニスは、近代法のみならず法一般にかんして、法関係を発生せしめる根拠を交換の必要にみた。即ち、法は交換の必要から発生するとみる。曰く、「法が体系として発展することは、支配の必要によって惹起

されないで、まさに、統一した権力範囲によってとらえられなかった諸種族との商取引の必要によって惹起された<sup>(二二)</sup>。それで、「法形態の起原は、交換関係のうちに求めねばならない。」<sup>(二四)</sup>

そこで、彼における法発生<sup>(二五)</sup>の要因となるものは(イ)客観的要因——交換における必要性、(ロ)主観的要因——交換における生産者の共通意志、ということになる。だが、彼のかかる立場は、すでに批判された形式主義的性格からして、法発生<sup>(二六)</sup>の決定的な、主体的な媒介的契機としての国家<sup>(二七)</sup>、権力の看過、また法のもつ階級的強制的、性格の否定にいたるのである。彼はこう述べている。「かくして、生産関係から法関係あるいは財産関係にいたる道程は、媒介的な連鎖——国家権力及びその規範——なしにはすませないところの所謂実証法学が考えるよりも、より短いのである。」<sup>(二八)</sup> さらに、彼は、同書第五章「法と国家」において国家権力の問題を論じてはいるが、ここでは、エンゲルスが「家族、私有財産、国家の起原」においてあたえた、そしてレーニンが「国家と革命」において高く評価した、国家権力成立にかんする鋭い論理にたいする疑惑を提起して、国家にかんするマルクス主義理論にたいする無理解を暴露している。<sup>(二九)</sup> そして最後に、彼の理論上の形式主義的欠陥、換言すれば、商品交換を抽象的に把握して、それと法関係の定立とを機械的に連結する思惟方法は、マルクス「ゴータ綱領批判」の解釈をつうじて構成された社会主義のもとにおける国家と法の本質とそれらの死滅にかんする理論において、完全な破産に到るのである。<sup>(三〇)</sup> この点については、他日また更めて、ヴィシンスキー理論の再検討と併せて総合的に論ずることにしたい。

(一) Kapital. I. S. 90—91.

(二) Paschkanis. *ibid.* C. 70. 山之内訳、一四二頁。

(三) *ibid.* C. 71. 山之内訳、一四三頁。

(四) *ibid.* C. 29. 同訳、四四頁。

- (五) *ibid.* C. 77—78. 同訳、一五八—一五九頁。
- (六) 加古祐二郎、前掲書、一〇七頁。  
 なお、この論文では氏はパシユカーニスの理論を整備・発展せしめるにとどまり、まだその批判にまではいたっていない。つぎの論文「近代法の形態性に就て」において、加古氏ははじめて、法関係発生基礎を商品流通におくパシユカーニスの理論を「形式主義」と批判されている。
- (七) Paschkanis, *ibid.* C. 79. 同訳、七九頁。
- (八) *ibid.* C. 80—81. 同訳、一六五頁。
- (九) *Kapital.* I. S. 45.
- (一〇) *ibid.* S. 91.
- (一一) *ibid.* S. 46.
- (一二) *ibid.* S. 46.
- (一三) *ibid.* S. 78.
- (一四) 川島「所有権法の理論」、一五頁。
- (一五) 同書、一四頁。
- (一六) 同書、一四頁。なお、一三三頁参照。
- (一七) 同書、二五頁。
- (一八) Marx, *Formen, die der kapitalistischen Produktion vorhergehen.* S. 18—19. 飯田訳、二七—二八頁。
- (一九) *Kapital.* I. S. 89.
- (二〇) Marx, *Grundrisse der politischen Ökonomie.* S. 9.

- (一一一) Marx, Zur kritik der politischen Ökonomie. S. 20.
- (一二一) Marx, Grundrisse d. Politischen Ökonomie. S. 20.
- (一三三) Paschkanis, *ibid.* C. 54. 同訳、一〇〇頁。
- (一四四) *ibid.* C. 9. 同訳、二版序文、四五頁。
- (一五五) I. V. Povolov. O razvitii Sovetskoi nauki. Za 40 let. (sovetское gosudarstvo i Pravo. 1957.) C. 38.  
 なお、加古氏「近代法の形態性に就て」(前掲書)、一六三頁、一七六頁。山之内「社会主義国家の法」、四〇八頁。
- (一六六) Pashukanis, C. 52. 山之内、四九—九五頁。
- (一七七) 柳「エンゲルス『起原』における家族および国家の問題について」、『法政研究』第三卷、第二—四合併号、一三九—一四二頁。加古、同書、一六三頁。
- (一七八) 柳「ソヴェト社会主義法の性格」、『法政研究』第十九卷、第三号、一九五二年一月。  
 なお、加古、同書、一七六—一七七頁参照。山之内、前掲書、四一四—四三四頁参照。

—一九五八・一・三一—